

裾野都市計画  
都市計画区域の  
整備、開発及び保全の方針

令和3年3月

静岡県

## 目 次

1	都市計画の目標	
(1)	都市づくりの基本理念	1
(2)	地域毎の市街地像	2
	附図1 将来市街地像図	4
2	区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	
(1)	区域区分の決定の有無	5
(2)	区域区分の方針	6
1)	おおむねの人口	6
2)	産業の規模	6
3)	市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係	6
3	主要な都市計画の決定の方針	
(1)	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	7
1)	主要用途の配置の方針	7
2)	市街地における建築物の密度の構成に関する方針	7
3)	市街地の土地利用の方針	7
4)	市街化調整区域の土地利用の方針	8
(2)	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	9
1)	交通施設の都市計画の決定の方針	9
2)	下水道及び河川の都市計画の決定の方針	10
3)	その他の都市施設の都市計画の決定の方針	12
(3)	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	13
1)	主要な市街地開発事業の決定の方針	13
2)	市街地整備の目標	13
(4)	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	14
1)	基本方針	14
2)	主要な緑地の配置の方針	14
3)	実現のための具体の都市計画制度の方針	15
4)	主要な緑地の確保目標	15
(5)	都市防災に関する都市計画の決定の方針	15

## 裾野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

裾野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

### 1 都市計画の目標

#### (1) 都市づくりの基本理念

都市づくりの理念、将来の都市構造については、2035年（令和17年）の姿として策定する。また、区域区分、都市施設の整備等については、2025年（令和7年）の姿として策定する。

目標年次	2025年（令和7年）（基準年次から10年後）
	2035年（令和17年）（基準年次から20年後）

裾野都市計画区域（以下、「本区域」という。）は、静岡県東部の東端、駿河湾の北部に位置し、富士山、箱根山、多くの河川等の自然環境に恵まれるとともに、東名高速道路裾野インターチェンジや国道246号バイパスにより、富士・箱根等の観光地域を結ぶ高原リゾート拠点、研究開発型の産業拠点として発展してきた。周辺においても新東名高速道路や東駿河湾環状道路が部分開通し、今後も整備が進められることから、さらに広域交通の利便性が高まると期待されている。

また、緑の多い良好な自然環境に恵まれるとともに、世界遺産富士山の構成資産である須山浅間神社など優れた景観や文化的資産を有し、文化、レクリエーション都市としての魅力も増している。

近年においては、安全・安心で魅力ある県土の実現を目指す「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」を展開しており、広域的な交通利便性や自然環境、農林資源を活用した、交通拠点・産業拠点の形成が必要とされている。

今後は、人口減少や少子高齢化、地球温暖化などの社会経済情勢の変化に対応するため、都市機能の集約と居住の誘導を図り拠点を形成するとともに拠点間の連携を促進し、都市農地を含む自然的環境と共生した集約連携型都市構造の実現を目指す。

併せて、平時から大規模自然災害に備え、復興の機会に、都市の将来を見据えた強靱なまちづくりが実現できるよう、復興事前準備の取組を推進する。

以上を踏まえ、豊かで住みよい生活環境の確保と均衡のとれた発展を図るため、都市づくりの目指すべき方向性を「多様な主体の参画」、「安全・安心な社会の形成と市民生活の質の向上」、「都市活力の持続と向上」、「交流と連携の強化」、「自然環境との調和・共生」とし、都市づくりの目標を次のとおり設定する。

- ① 市民・事業者・行政みんなで取り組む持続可能な都市づくり
- ② 災害の最小化と迅速な復興により、安全・安心に生活できる多様な都市機能を備えた定住都市づくり
- ③ 活力ある産業を育む都市づくり
- ④ 人・もの・情報がつながる集約連携型の交流都市づくり
- ⑤ 富士山麓の恵まれた環境を保全し、自然と共生する都市づくり

## (2) 地域毎の市街地像

J R裾野駅を中心に、商業・業務・文化・居住機能の複合した本区域の顔となる魅力的な市街地の形成を図る。また、J R岩波駅周辺においては、本区域北部の拠点として、商業・居住・交流機能が享受可能な都市環境の形成を図る。

北部の工業地域は、今後とも工業機能の維持・向上により、産業基盤の確保を図る。既存集落地では、生活環境施設の整備によって居住環境の向上を図る。

これらの拠点相互及び地域が交通軸により有機的に連携した集約型都市構造を実現する市街地形成を目指す。

本区域における地域毎の市街地像は次に示すとおりである。

### 1) 住宅地域

J R裾野駅、J R岩波駅を中心に広がる住宅地は、都市基盤の整備や生活環境の整備等を進め、安全性、快適性及び利便性に優れた居住環境の向上を図る。特に、土地区画整理事業等の面的整備事業により整備された地区では、地区計画制度等の適切な運用により、良好な居住環境の維持、向上を図る。

### 2) 商業・業務地域

商業交流の拠点として、J R裾野駅周辺は本区域の中心市街地として位置づけ、近隣市町や裾野市内各地域が互いに交流する市民や企業のための広域交流拠点、J R岩波駅周辺はコミュニティ活動の活性化や観光客の受入れの場として地域交流拠点の充実を図る。

### 3) 工業地域

北部の工業地域は、本区域の産業の根幹となる産業拠点であることから、今後とも機能の維持・向上を図る。

### 4) 農業地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき設定される農用地域等の優良な農地は、本区域の農業生産の基盤として今後とも農業環境の保全を図る。また、保水や遊水などの災害防止機能、重要な景観要素、市街地と自然環境との緩衝地帯等、良好な都市環境の維持の観点からも保全を図る。

### 5) 集落地域

市街化調整区域に点在する既存の集落地については、集落内の環境整備等により、良好な居住環境の形成を図る。

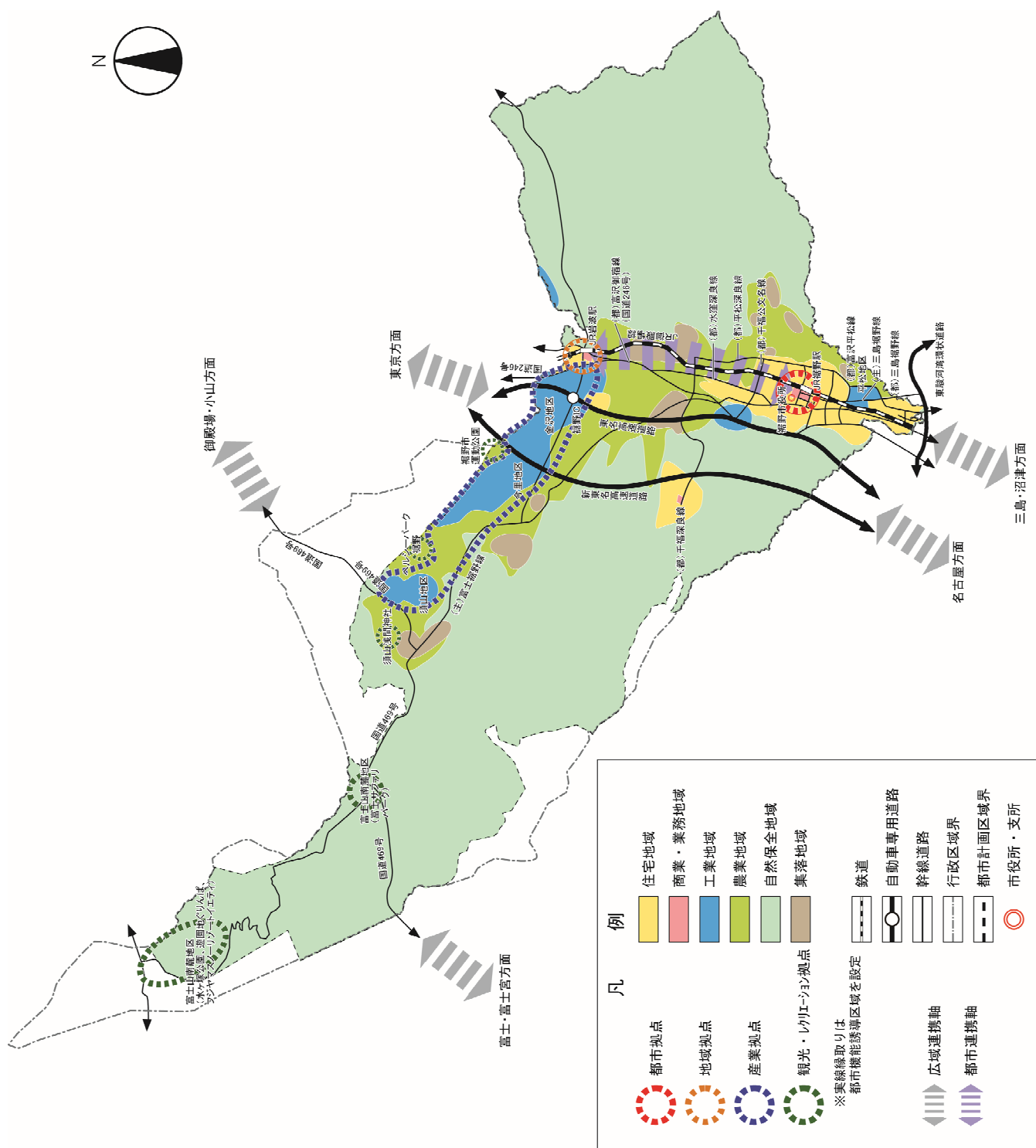
### 6) 自然保全地域

上記に区分されない地域については、基本的に現在の良好な自然環境を維持・保全しつつ、有効な活用を図る自然保全地域として位置づける。

富士山・愛鷹山・箱根山の良好な自然環境を維持するとともに、環境と調和した学術・研究・レクリエーション機能等の拠点として利用を図る。

また、一級河川黄瀬川、佐野川、深良川等については、水辺環境の保全を図る地域として位置付け、うるおいのある水辺空間の形成を促進する。

附図1 将来市街地像図



## 2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### (1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定める。

なお、区域区分を定めるとした根拠は、次に示すとおりである。

本区域は、工業等産業の集積性が高く、今後も工業等を中心とした都市の成長が想定され、市街化圧力が強いと判断されることから、無秩序な市街化の防止、市街地の人口密度を維持するため、適正な居住の誘導を図る必要がある。

また、都市づくりの目標として、既存市街地を中心としたコンパクトな市街地形成を目指しており、良好な居住環境に資する都市基盤施設の整備を市街地内において重点的かつ効率的に行うことが必要である。さらに、市街地の周辺部や郊外部の自然環境を保全し、無秩序な開発を抑制する土地利用の適正な規制が必要である。

以上のことから本区域においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、区域区分を定めるものとする。

(2) 区域区分の方針

1) おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区分 \ 年次	2015年 (平成27年) (基準年)	2025年 (令和7年) (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	52.7千人	おおむね49.3千人
市街化区域内人口	31.0千人	おおむね30.9千人

(注) 市街化区域内人口は、保留された人口(0.6千人)を含むものとする。

2) 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区分 \ 年次		2015年 (平成27年) (基準年)	2025年 (令和7年) (基準年の10年後)
生産規模	工業出荷額	3,800億円	4,229億円
	卸小売販売額	4,027億円	3,226億円
就業構造	第1次産業	0.6千人(2.2%)	0.3千人(1.3%)
	第2次産業	10.6千人(40.2%)	8.3千人(36.0%)
	第3次産業	15.1千人(57.6%)	14.5千人(62.7%)

3) 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、2015年(平成27年)時点で市街化している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年次	2025年(令和7年) (基準年の10年後)
市街化区域面積	1,043.4 ha

(注) 市街化区域面積は、2025年(令和7年)時点における保留人口(0.6千人)に対応する市街化区域面積を含まないものとする。



### 3 主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### 1) 主要用途の配置の方針

下記の方針の住宅地、商業・業務地、工業地に関する記述は、特記する以外は、全て現在の市街化区域内での方針である。

##### ① 住宅地

J R 裾野駅を中心に南北に連なる市街地、J R 岩波駅周辺及び千福が丘地区の住居系用途地域に、農地等の自然的環境との調和や共生に配慮した緑豊かで良質な住宅地を配置する。

##### ② 商業・業務地

J R 裾野駅周辺に、近隣市町や市内各地域が互いに交流する、市民や企業のための広域交流拠点となる中心商業・業務地を配置する。

J R 岩波駅周辺、千福が丘中央地区に、地域住民の日常生活にサービスをする近隣商業地を配置する。

##### ③ 工業地

北部の須山地区、今里地区、金沢地区と南部の平松地区等の既存の工業系用途地域に工業地を配置する。

東名高速道路裾野インターチェンジ周辺の北部丘陵地等に流通業務機能及び技術先端型の工業地を配置する。

#### 2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

##### ① 住宅地における建築物の密度の構成に関する方針

J R 裾野駅周辺市街地、水窪地区から石脇地区までの3・4・5水窪深良線沿道、J R 岩波駅の周辺を中密度住宅地とし、千福が丘地区、伊豆島田地区等を低密度住宅地とする。

##### ② 商業・業務地における建築物の密度の構成に関する方針

J R 裾野駅を中心とした中心商業・業務地は、広域交流拠点として土地利用の高度化を図り、高密度商業・業務地区とする。

J R 岩波駅周辺及び千福が丘中央地区は、日常生活サービスに対応した近隣商業・業務地として低中密度の施設集積を図る。

##### ③ 工業地における建築物の密度の構成に関する方針

工業専用地域及び工業系の土地利用が特化している工業地域は、工業専用系地区として工業機能の集積を図るとともに、周辺環境との調和に配慮する。

#### 3) 市街地の土地利用の方針

##### ① 土地の高度利用に関する方針

J R 裾野駅西地区は、現在、土地区画整理事業が進められており、駅前広場等の整備とあわせて、商業・業務等施設の集積を図り、広域交流拠点として整備する。

## ② 居住環境の改善又は維持に関する方針

土地区画整理事業により整備された伊豆島田・水窪地区及び整備が進められている御宿地区は、低層住宅地としての居住環境の整備を図る。

また、空き地や空き家も含めた未利用地が残存している既成市街地では、良好な居住環境づくりを目指すため、土地区画整理事業や地区計画制度等による道路等の基盤整備を検討する。

住工混在地区は、中小工場の工業系用途地域への移転を促進し、用途の純化を図るとともに、工業系の用途地域において新たな土地利用が考えられている地区については、その状況に応じ、適切な土地利用への転換を検討する。

## ③ 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地を流れる小柄沢川等の河川沿いの緑地の保全を図るとともに、水質や生態系に配慮した親水空間の整備を推進する。

## 4) 市街化調整区域の土地利用の方針

### ① 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業振興地域の整備に関する法律に基づき設定される農用地区域等の優良な農地は、今後ともその保全を図る。

### ② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

箱根、愛鷹の山麓部樹林地は、一級河川黄瀬川、大場川の流域にあり、その保水機能等は河川の洪水防止に重要であるため保全する。土砂災害特別警戒区域は、開発及び住宅の新規立地等の規制を図る。また、災害を未然に防止するため、土砂災害警戒区域、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域の適正な管理や、それらと近接・隣接する地区における適正な土地利用規制を実施する。その他、溢水、湛水等のおそれがある区域についても開発を抑制する。

### ③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

自然環境保全地域に指定されている愛鷹山や富士箱根伊豆国立公園に指定されている箱根山は、市街地を囲み、かつ多様な環境保全機能を有しており、その斜面の緑地を積極的に保全する。また、良好な自然環境を有し、特異な景観を創出している黄瀬川、佐野川等の河川沿いの緑地、市街地周辺の社寺林は、都市にうるおいを与え、都市環境の向上を図る上で必要であり、今後とも保全していく。

### ④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

計画的な市街地整備の検討を行う地区は、都市計画上の影響を予測した立地評価を行い、整備の見通しが明らかになった段階で、保留人口の範囲内において、農林業等との調整を行った後、市街化区域へ編入し、計画的な整備を図る。

東名高速道路のインターチェンジ周辺においては、交通利便性を活かし、既存工業地との職住近接に配慮した土地利用の推進を検討する。

深良地区の新たな交通拠点を検討している地区では、道路や公共交通施設等の都市基盤の整備を図るとともに、周辺の都市機能集積と連携して適切な土地利用の推進を検討する。

また、既存集落地における居住環境、地域活力の維持向上を図るため、市街化調整区域の地区計画制度や優良田園住宅制度などの適用を検討し、周辺環境に配慮した計画的な土地利用を図る。

既に都市的土地利用がなされている地域においては、基盤整備の状況、今後の見通しなど総合的に判断し、都市計画上の位置づけを検討する。

## (2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### 1) 交通施設の都市計画の決定の方針

#### ① 基本方針

##### ア. 交通体系の整備の方針

本区域の道路は、3・3・1 富沢御宿線（国道 246 号）等の南北方向の道路の整備が進んでいるのに対し、東西方向の道路整備が比較的遅れている。

本区域周辺の広域道路ネットワークである 1・2・2 第二東名自動車道（新東名高速道路）及び 1・4・1 東駿河湾環状線（東駿河湾環状道路）等の開通により、産業・文化・経済の振興とともに広域交流や広域交通に寄与することが期待されている。

本区域には大きく分類すると、4 箇所の市街化区域があり、これらの連携を強化する道路網の整備とともに、高齢化の進展や地球温暖化等への対応からも公共交通の利用促進が必要となっている。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を図る。

- ・ 土地利用と整合のとれた交通体系の整備を図り、将来の市街地像に対応した都市構造の確立を図る。
- ・ JR 御殿場線沿いに形成された市街地については、南北方向の軸となる道路に東西方向の道路を組み合わせ、梯子型構造の道路網の形成を図る。
- ・ 公共交通利便性向上の視点から、深良地区に新たな交通拠点の設置を検討する。

##### イ. 整備水準の目標

2015 年（平成 27 年）現在、都市計画道路については、市街化区域内において、1.3 km/km<sup>2</sup>が整備されているが、今後、交通体系の整備の方針に基づいて整備の促進を図るものとし、基準年次からおおむね 20 年後には、1.7 km/km<sup>2</sup>程度になることを目標に整備を進める。

その他交通施設については、可能な限り長期的視点から整備を図っていく。

#### ② 主要な施設の配置の方針

##### ア. 道路

本区域では、将来の交通需要に対応するため、今後、以下の道路等を配置し、円滑な自動車交通の確保及び機能的な道路網の構築を図る。

##### ・ 自動車専用道路

国土の高速交通体系の一環である東名高速道路、1・2・2 第二東名自動車道（新東名高速道路）及び伊豆方面と連携する 1・4・1 東駿河湾環状線（東駿河湾環状道路）を配置する。

- ・主要幹線道路

他都市との広域的な連携を果たし都市間交通や区域内の通過交通を処理する広域連携軸として、南北方向に3・3・1 富沢御宿線（国道 246 号）、東西方向に国道 469 号、主要地方道富士裾野線を配置する。

- ・幹線道路

本区域内の主要な拠点間の連携を果たし、都市の骨格を形成するとともに、円滑に自動車交通を処理する都市内連携軸として以下の道路を配置する。

南北の幹線道路としては、3・4・5 水窪深良線、3・4・6 平松深良線及び3・4・12 三島裾野線等を配置する。東西の幹線道路としては、3・5・8 千福深良線及び3・4・2 富沢平松線、3・5・7 千福公文名線を配置する。その他、区域内の拠点や地区間を連絡する幹線道路を適切に配置する。

- ・補助幹線道路

幹線道路を補完する機能を有するとともに、近隣住区内に通過交通が流入しないように幹線道路と区画街路を連絡する道路を配置する。

イ. 交通広場

交通結節点として、J R 裾野駅に駅前広場を配置する。

③ 主要な施設の整備目標

優先的に基準年次からおおむね 10 年以内に整備することを予定する施設

種 別	名 称
道 路	3・4・5 水窪深良線
	3・4・6 平松深良線
	3・5・7 千福公文名線
	3・4・13 裾野停車場線
	3・4・14 桃園平松線
	3・4・16 平松新道線
	裾野駅前広場（3・4・13 裾野停車場線）

（注）おおむね 10 年以内に整備とは、部分・暫定完成、完成及び着手するものを含む。

2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 基本方針

ア. 下水道及び河川の整備の方針

- ・下水道

本区域は一級河川黄瀬川をはじめとする公共用水域を有しており、これらの水質を保全するとともに生活環境の改善を図るため、公共下水道の基本計画に基づき下水道の整備を促進する。また、下水道の整備に当たっては、静岡県生活排水処理長期計画に基づき他の汚水処理施設との経済比較や水質保全効果、地域特性、住民の意向等を総合的に判断し、効率的かつ早期に整備可能となる手法により、公共用水

域の水質保全や生活環境の改善を図る。

さらに、雨水については河川等その他の排水施設との役割分担を図り、下水道の整備を促進する。

・河川

本区域は、一級河川狩野川水系の黄瀬川、佐野川、大場川等の流域に属している。今後、機能的な都市活動を確保できるよう、河川整備計画等に基づき、計画的な河川改修を進めていく。

また、流域における良好な水循環系を構築するため、森林、農地等の保全を図るとともに、雨水流出抑制策の促進等を含めた総合的な治水対策を推進する。

イ. 整備水準の目標

・下水道

本区域における基準年次からおおむね 10 年後の公共下水道の処理人口に対する整備率を次のとおりとする。

裾野市	64%
-----	-----

・河川

河川整備計画等に定める一定規模の降雨に対応できる流下能力を確保するよう、河川の改修に努める。

② 主要な施設の配置の方針

・下水道

本区域における汚水処理及び雨水排除のため、狩野川流域下水道事業及び公共下水道事業の全体計画に基づき、下水の処理施設を配置する。

雨水渠については、河川事業等と連携しつつ、排水不良地域や浸水地域の解消を目指して配置する。

流域下水道事業及び公共下水道事業の全体計画における主な諸元は次のとおりである。

《狩野川流域下水道（西部処理区）》

幹線管渠 (m)	北部幹線	西部幹線
	6, 110	20, 660
処理場 (m <sup>2</sup> )	(狩野川西部浄化センター) 183, 900	

《公共下水道》

処理区	西部
排除方式	分流式
下水道計画区域人口（人）	38,100
下水道計画区域面積（ha）	794
処理場（ヶ所・m <sup>2</sup> ）	（流域下水道へ）

・河川

河川改修は、市街化における開発と調整を図る必要のある河川等、緊急性の高い河川を優先的に整備する。

④ 主要な施設の整備目標

優先的に基準年次からおおむね10年以内に整備することを予定する施設

種別	名称
下水道	裾野市公共下水道（西部処理区） 狩野川流域下水道（西部処理区）

（注）おおむね10年以内に整備とは、部分・暫定完成、完成及び着手するものを含む。

3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

住民の快適な生活環境を保持するため、ごみ焼却場、汚物処理場、火葬場等の既存都市施設の適正な維持管理に努め、老朽化の見られる施設や機能向上・運営の合理化を図る必要がある施設については、順次計画的な改修・整備を図る。また、既存施設の効率的な運用に配慮した上で、生活圏を単位とした必要量を把握し、不足施設の整備を図る。

② 主要な施設の配置の方針

供給処理施設については、必要とされる立地条件に応じて最も効率的な供給処理等が可能となる地区に配置を行う。

大畑地区に裾野市清掃センター（裾野市美化センター）、今里地区に裾野長泉火葬施設、深良地区に裾野長泉清掃施設組合裾野衛生プラントを配置する。

③ 主要な施設の整備目標

優先的に基準年次からおおむね 10 年以内に整備することを予定する施設

種 別	名 称
火葬場	裾野長泉火葬施設
ごみ焼却場	裾野市清掃センター

(注) おおむね 10 年以内に整備とは、部分・暫定完成、完成及び着手するものを含む。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

① 基本方針

市街化区域内において、未利用地が残存している地区については、無秩序な開発を抑制し計画的な市街地形成を図るため、土地区画整理事業等によって計画的な市街地整備を行い、あわせて地区計画制度等を導入し良好な居住環境の形成を図る。

既成市街地にあつては、市街地開発事業等により、商業・業務機能の活性化と居住環境の向上を図る。

新市街地は、土地区画整理事業等により積極的に整備を図り、良好な居住環境形成のため、必要に応じて地区計画制度を導入する。

② 整備方針

J R 裾野駅周辺の商業・業務地及び住宅地は、都市防災及び都市機能の更新を図るため、土地区画整理事業を推進して、駅前広場の拡充、街路の整備等を行い、土地の高度利用や良好な居住環境形成を図る。

また、J R 岩波駅周辺地区の土地区画整理事業を推進する。

2) 市街地整備の目標

基準年次からおおむね 10 年以内に実施することを予定する市街地開発事業

市町名	区域名	整備方針	面積
裾野市	裾野駅西地区	中心市街地であり、土地区画整理事業等により、都市機能の更新と土地の高度利用を図る。	17.6ha
	御宿地区	土地区画整理事業等により職住近接となる良好な住宅地を確保し、合理的な土地利用の推進及び計画的な市街化を図る。	4.0ha

(注) おおむね 10 年以内に実施とは、部分・暫定完成、完成及び着手するものを含む。また面積は、都市計画決定面積又は都市計画決定予定面積とする。

#### (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

##### 1) 基本方針

###### ① 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域は富士山の裾野に広がり、東は箱根山、西は愛鷹山に囲まれ、黄瀬川及び深良川の恵みが形成する緑と水に恵まれた田園地帯を創出している。

このため、箱根、愛鷹山麓の斜面林、河川緑地等は、本区域を象徴する緑地であり、地球温暖化対策にも有効であるため保全を図る。また、市街地内の緑は、体系的、総合的に整備し、環境の向上、レクリエーション需要に対応していく必要があり、あわせて、これを補完する公園、緑地等の整備を推進する。

###### ② 都市公園の整備目標量

年次	2015年 (平成27年)	2025年 (令和7年)
都市計画区域内人口 1人あたり目標水準	4.2 m <sup>2</sup> /人	5.0 m <sup>2</sup> /人

##### 2) 主要な緑地の配置の方針

###### ① 環境保全システムの配置の方針

市街地を囲み、多様な環境保全機能を有する箱根、愛鷹山麓の斜面緑地は、今後とも保全していく。また、河川緑地、市街地周辺部の農地や樹林地等、本区域の田園的環境に重要な役割を担う緑地の保全に努める。市街地内では、社寺の境内地、民有地等の住民の生活に関連した緑地の保全と、住区基幹公園、駅前広場周辺、街路樹、緑地帯等の緩衝緑地、緑道、学校をはじめとする公共施設等の緑化を推進する。

###### ② レクリエーションシステムの配置の方針

富士山、箱根山、愛鷹山等の山麓にある各種レクリエーション施設とともに、緑や河川、各種公園等のネットワークを形成する。

住区基幹公園は、住区の土地利用及び人口に留意し配置し、都市基幹公園は、総合公園を市民の憩いの場として環境保全、防災機能を考慮して配置する。また、運動公園である裾野市運動公園等に緑地を配置する。

###### ③ 防災システムの配置の方針

地震や火災時等における安全性を確保するために、地域防災計画の一環として学校の校庭や公園等を中心に避難地及び避難路を計画的に配置する。

騒音、振動等の発生源となる工場周辺、主要幹線道路沿いでは、工場緑化の推進や幹線道路の街路樹の植栽などにより、緩衝地帯を配置し、これらの公害の緩和を図る。

###### ④ 景観構成システムの配置の方針

本区域は、富士山、箱根山等の雄大な景観を持つほか、深良川周辺の農地、点在する社寺林等により田園環境が形成されている。本区域の特徴ある景観を構成する



緑地や本区域の象徴的な自然である景ヶ島、偕楽園、梅の里のすぐれた景観を活かした風致公園等を配置する。

また、景観法に基づく景観計画等により、良好な景観の保全・創出を図る。

### 3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

#### ① 公園緑地等の整備目標及び配置方針

公園緑地等の種別	配置方針	整備目標（単位：㎡／人）	
		2015年 （平成27年）	2025年 （令和7年）
街区公園	住区構成及び種別ごとの誘致距離、需要予測の検討をもとに配置する。	0.7 (0.4)	0.7 (0.4)
近隣公園		0.5 (0.8)	0.5 (0.8)
地区公園		— (—)	— (—)
総合公園		—	—
運動公園		2.6	2.8
その他の公園	自然的、歴史的条件を考慮して、緑地等を配置する。	0.3	0.9
緑地等		0.1	0.1
都市公園計		4.2	5.0

( ) は市街化区域人口1人あたり面積

(注) 四捨五入の関係により合計が合わない場合がある。

### 4) 主要な緑地の確保目標

#### ① 優先的に基準年次からおおむね10年以内に整備予定の主要な公園緑地等

種別	名称
街区公園	2・2・6 駅西公園
特殊公園	(仮称) 御師公園

(注) おおむね10年以内に整備とは、部分・暫定完成、完成及び着手するものを含む。

### (5) 都市防災に関する都市計画の決定の方針

#### 基本方針

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアの開発抑制や立地適正化計画の強化など、災害に強い安全なまちづくりのための総合的な対策に取り組む。

また、大規模自然災害が発生した際、都市の課題を踏まえた迅速な復興を果たすため、復興で目指す市街地像の方針を住民合意のもとで予め検討しておく、事前都市復興計画の策定を促進する。